

26 西審個議第 9 号
平成 26 年 8 月 4 日

西東京市長 丸 山 浩 一 様

西東京市個人情報保護審議会
会 長 横 澤 利 昌

個人情報の外部提供について

平成 26 年 6 月 24 日付 26 西危第 173 号の諮問に対し、別紙のとおり答申します。

別紙

個人情報の外部提供についての答申

平成 26 年 8 月 4 日

西東京市個人情報保護審議会

第1 諮問の概要

次に掲げる事務の流れにおける個人情報の外部提供について、審議会の了解を得たい旨の諮問が市長からあった。

- (1) 市は、今後、災害対策基本法（以下「法」という。）第49条の10第1項の規定に基づき、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する高齢者、障害者等（以下「避難行動要支援者」という。）に関する必要な情報を集約し、避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）を作成する。
- (2) 作成した要支援者名簿に記載された情報については、避難支援等の実施に必要な限度で、市内部において利用するほか、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に事前提供することを予定している。

第2 個人情報の種別等

外部提供をする個人情報の種別及びその提供先は、次のとおりである。

個人情報の種別	外部提供先（市内の避難支援等関係者）
1 氏名	警視庁田無警察署、東京消防庁西東京消防署、西東京市消防団、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、西東京市社会福祉協議会及び自治会・町内会（防災市民組織を含む。）
2 性別	同上
3 生年月日	同上
4 住所	同上
5 避難支援を必要とする理由	同上
6 世帯構成	自治会・町内会（防災市民組織を含む。）を除く避難支援等関係者
7 本人連絡先（電話番号、メールアドレス）	自治会・町内会（防災市民組織を含む。）を除く避難支援等関係者
8 緊急時の連絡先（氏名、続柄、電話番号、メールアドレス）	自治会・町内会（防災市民組織を含む。）を除く避難支援等関係者

第3 審議会の結論

審議会は、諮問のあった要支援者名簿事務に伴う個人情報の外部提供及び本人通知の例外的な取扱いについて次のとおりとする。

- (1) 個人情報を外部提供することについて

災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、要支援者名簿に記載された個人情報、避難支援等関係者に提供すること（西東京市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第10条第2項第4号に該当すること。）を認める。

(2) 外部提供したことを本人へ通知しないことについて

個人情報の外部提供に係る本人への通知を行わないこと（条例第10条第3項の例外に該当すること。）を認める。

第4 審議会の判断理由

審議会は、要支援者名簿の作成に係る個人情報の取扱い及び個人情報保有機関から避難支援等関係者への個人情報の提供に関して、説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

1 個人情報の外部提供の理由について

(1) 公益上の必要性

要支援者名簿は、平成23年に発生した東日本大震災において、避難行動の困難な高齢者、障害者等に多くの犠牲者が出たことを教訓として、法改正により市区町村に作成が義務付けられ、市区町村の条例に特別の定めがある場合又は本人の同意を得た場合に限り、記載された情報を避難支援等関係者に提供することが認められたものである。

大規模災害の発生に際し、避難行動要支援者への迅速かつ的確な避難支援を実施するためには、作成した名簿に記載された情報を、警察署・消防署を初めとする避難支援等関係者に事前に提供し、情報の共有をする必要がある。

また、要介護度、障害の程度等の避難行動要支援者の要件及びその対象者数から、事前に外部提供に係る本人同意を得ることは困難を伴うと考えられる。

以上のことから、市が保有する個人情報を、本人の同意なく避難支援等関係者に提供することには、公益上の必要性が認められると判断した。

(2) 個人情報の管理体制等

本件諮問に係る個人情報の管理について、実施機関から以下のとおり説明を受けた。

- ア 要支援者名簿に記載された個人情報のうち、世帯構成、本人連絡先及び緊急時連絡先については、犯罪等に利用される可能性があることから、自治会・町内会を除く避難支援等関係者への提供に限定する。
- イ 市が提供した個人情報の管理は、各避難支援等関係者が管理責任者等を定めた上で適切に管理する。なお、個人情報の取扱いに関し、法

- 令等による守秘義務が課せられていない自治会・町内会に対しては、市が個人情報保護に関する研修を実施し、当該研修を修了した団体との間で、名簿情報の提供に関する協定を締結した上で情報提供を行う。
- ウ 提供した名簿に記載された情報については、年2回、市の保有する住民基本台帳等の情報を基に更新し、年1回、既に提供した名簿と交換する。
- エ 法改正前に本人同意を得て作成し、既に避難支援関係者に提供している災害時要援護者名簿に記載された個人情報については、災害時の安否確認に利用するため、引き続き要支援者名簿に記載し、避難支援等関係者への提供を行う。

以上の説明から、審議会は、要支援者名簿に記載された個人情報の管理体制は十分に措置されることになると判断した。

2 外部提供したことを本人へ通知しないことについて

審議会は、外部提供したことの本人への通知については、名簿作成後に実施機関が避難支援に係る個別プランを作成し、本人に提供することが本人通知に代わるものとなると考えられることから、行わないことについて妥当であると判断した。

第5 附帯意見

本答申を出すに当たり、市に対して次の意見を申し添える。

1 災害時要援護者名簿に記載された個人情報の取扱いについて

- (1) 要支援者名簿は、既存の災害時要援護者名簿の対象者のうち、災害時の避難行動に関し支援を必要とする度合いのより高い者に要件を限定し、作成対象とするものである。しかし、実施機関からは、今まで災害時要援護者名簿に記載され、今回の要支援者名簿の対象から外れる者の個人情報についても、災害時の安否確認に用いるため、要支援者名簿に引き続き記載をし、要支援者又は要援護者のどちらに該当するかを名簿上で明記する予定であるとの説明があった。
- (2) 上記の説明に対し、委員から、要支援者名簿に性質の異なる災害時要援護者の個人情報が併記されることにより、避難支援の優先順位がより高い災害時要支援者への支援が滞る可能性があり、災害発生時の避難支援活動に混乱を招くのではないかと指摘があった。
- (3) また、要援護者名簿の運用に関し、委員から、要援護者名簿に記載された情報が今まで適切に更新されていなかったのではないかと指摘があった。そのような正確性を欠く情報が、今後作成する要支援者名簿に併記されることとなった場合、上記(2)で述べた避難支援活動に混乱等が生じ

る可能性が更に増すことが予想される。

- (4) 条例第9条第2項においては、「実施機関は、保管等の必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。」と規定されている。
- (5) 本人同意に基づく個人情報の外部提供については、条例第10条第2項第1号に該当するため、本審議会の承認を要する事項ではないが、要援護者情報を引き続き要支援者名簿に記載し、外部提供を行うことについては、名簿への記載が避難支援活動に及ぼす影響、条例第9条第2項の規定等を慎重に検討し、決定されるよう求めるものである。

2 要支援者名簿に記載する個人情報の更新管理について

- (1) 災害発生時においては、要支援者名簿に記載された情報に基づき、市及び避難支援等関係者が、実際に要支援者の避難支援活動に当たることから、名簿に記載された情報の正確性を確保することが非常に重要である。

そのため、実施機関からは、名簿に記載された情報を年2回更新し、年1回各避難支援等関係者に提供するとの説明があった。

- (2) しかし、先に述べたように、委員から、既に作成されている災害時要援護者名簿について、記載された情報の更新が適切になされないまま運用されており、災害時における実効性に疑問があるとの指摘があった。
- (3) 条例第9条第1項第1号の規定により、実施機関には、保管する個人情報を正確かつ最新のものにするための措置を講じることが義務付けられている。
- (4) 審議会としては、第4「審議会の判断理由」1(1)で述べたとおり、要支援者名簿の避難支援等関係者への外部提供については、一定の公益上の必要性があると認めるところであるが、そのためには、実施機関が提供する情報が、正確かつ最新の状態であることが前提となる。

については、実施機関による要支援者名簿の作成及び外部提供開始後、一定の期間が経過した段階で、情報の更新等の運用状況について審議会に報告することを求めるものである。

第6 審議経過

審議会の開催日	内容
平成26年6月24日	諮問及び審議
平成26年8月4日	答申

以上

